平成２８年（再ロ）第１０００６号

東京都日野市旭が丘２―32―22
再生債務者　中嶋　亮
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年10月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第６号

千葉県市川市柏井町４丁目229番地15
再生債務者　上田栄一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年11月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第２５号

大阪市東淀川区北江口３丁目３番１―801号
再生債務者　芝田　優子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年11月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第５号

仙台市太白区柳生４丁目４番地の23
再生債務者　飯田　正勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第１号

千葉県富津市小久保2651番地１
再生債務者　粕谷　晴美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（再ロ）第１号

富山市婦中町下轡田716番地１　スコットハウスＡ棟５号、前住所富山市四ツ葉町７番８―303号　ライトクローバー
再生債務者　若林　翼
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月７日
富山地方裁判所

平成２８年（再ロ）第７号

京都市中京区西ノ京西月光町27番地26
再生債務者　小西　裕樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年11月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年11月８日
京都地方裁判所第５民事部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十一月二日
掲載頁　六十三頁（号外第二四三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年八月十日
掲載頁　四十八頁（号外第一七七号）
平成二十八年十一月十六日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号
（甲）一般社団法人ディエイチ・アセット・ワン　代表理事　大村　圭一
（乙）一般社団法人ディエイチ・アセット・ツー　代表理事　大村　圭一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年十一月七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十一月九日
掲載頁　二十九頁（号外第二四七号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年十一月十六日
川崎市川崎区桜本二丁目一五番四号
（甲）株式会社共同住宅
代表取締役　秋元　道康
川崎市高津区二子五丁目三番七号
（乙）有限会社ハウスプランニング
代表取締役　秋元　孝子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　産業経済新聞
掲載の日付　平成二十八年十月二十六日
掲載頁　二十七頁
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十八年十一月十六日
大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目一五番二六号
（甲）八光自動車工業株式会社
代表取締役　池田　淳八
大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目一五番二六号
（乙）八光リゾート株式会社
代表取締役　池田　淳八

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年八月十七日
掲載頁　五十四頁（号外第一八一号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十八年十一月十六日
東京都中央区銀座三丁目一〇番九号
（甲）株式会社メッセ
代表取締役　宮本　君夫
東京都杉並区高円寺北三丁目二三番三号
（乙）株式会社メッセ
代表取締役　宮本　君夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十一月九日
掲載頁　二十九頁（号外第二四七号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年十一月十六日
川崎市川崎区桜本二丁目一五番四号
（甲）株式会社共同住宅
代表取締役　秋元　道康
川崎市高津区二子五丁目三番七号
（乙）有限会社ハウスプランニング
代表取締役　秋元　孝子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十一月九日
掲載頁　二十九頁（号外第二四七号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年十一月十六日
鹿児島県鹿屋市新川町九〇八番地
（乙）有限会社松開発
代表取締役　松下　翔平
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南三六三七番地
（丙）南おおすみ葬祭株式会社
代表取締役　松下　民治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の子会社管理事業に関して有する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.web-koukoku.org/0306136622/index.html
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十八年十一月十六日
東京都港区赤坂三丁目九番二号
（甲）株式会社ファイ
代表取締役　大島　嘉仁
東京都港区赤坂三丁目九番二号
（乙）株式会社ＭＡＧねっとホールディングス
代表取締役　大島　嘉仁